



島根県報

令和5年11月7日（火）

第 4 6 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中 小 企 業 課）	2
地籍調査の成果の認証（2件）	（用 地 対 策 課）	3

【公 告】

第3期庁内情報管理基盤運用管理業務の調達に係る提案競技の実施	（情報システム推進課）	3
--------------------------------	-------------	---

【特定調達公告】

島根県第5期共同利用型電子申請サービス提供業務に係る随意契約の相手方等	（ ” ）	7
-------------------------------------	---------------------	---

告 示

島根県告示第736号

令和5年島根県告示第528号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

令和5年11月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）マルイナチュラルガーデン黒田 島根県松江市黒田町418外

2 意見の概要

大規模小売店舗の新設においては、次の点に十分配慮すること。

	意 見	理 由
1	地元交通安全対策協議会、自治会等へ説明のうえ、適切な交通安全対策をすること。	周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、事業に伴い発生した廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物の区分ごとに許可を有する業者とそれぞれ契約すること。	
3	廃棄物等保管施設は内部で産業廃棄物と一般廃棄物が混在することのないように、仕切り等を設け、産業廃棄物の保管場所である旨を示す掲示を行うこと。	
4	届出書に記載されている騒音対策等を適正に実施し、周辺環境への影響をできる限り低減すること。	
5	騒音について、環境基準や騒音規制法等の各種環境法令を遵守し、特に早朝、深夜の時間帯において周辺の生活環境に悪影響を与えないようにすること。万一、周辺住民から騒音について苦情があった場合は、周辺住民との対話により、苦情内容を十分に把握したうえで、発生源対策、防音対策等を速やかに行うこと。	
6	新規に出店される場所の周辺部は内中原小学校、法吉小学校及び第一中学校の通学路となっている。新規開店時は特に交通量が多くなることが予想され、とりわけ市道北松江停車場恵曇線（城山西通り）を自転車で通学する生徒の安全確保が必須となる。以上から、開店後1か月程度は児童生徒の安全確保のために出入りに交通整理員を配置していただきたい。	
7	また、同様の理由により荷さばき車両の店舗への出入りの際は、細心の注意を払って走行いただきたい。	

3 縦覧場所

松江市産業経済部商工企画課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第737号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年11月7日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
邑智郡邑南町	令和2年度～5年度	57枚	1冊	上田所2	令和5年10月27日
雲南市	令和元年度～4年度	40枚	1冊	塩田④	令和5年10月27日
雲南市	平成30年度～令和4年度	32枚	1冊	乙加宮②	令和5年10月27日
雲南市	平成30年度～令和4年度	35枚	1冊	古城②	令和5年10月27日
雲南市	平成30年度～令和4年度	56枚	1冊	中野①	令和5年10月27日
松江市	令和3年度～4年度	8枚	1冊	大野⑬	令和5年10月27日
出雲市	令和3年度～4年度	4枚	1冊	一窪田④	令和5年10月27日

島根県告示第738号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和5年11月7日

島根県知事 丸 山 達 也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
松江市	令和4年度～5年度	3枚	1冊	西持田①	令和5年10月27日
松江市	令和4年度～5年度	10枚	1冊	古志原①	令和5年10月27日
安来市	令和3年度～4年度	14枚	1冊	安来10	令和5年10月27日
安来市	令和3年度～4年度	11枚	1冊	梶福留10	令和5年10月27日
安来市	令和3年度～4年度	6枚	1冊	荒島10	令和5年10月27日
安来市	令和3年度～4年度	9枚	1冊	中津3	令和5年10月27日

公 告

第3期庁内情報管理基盤運用管理業務の調達に係る事業予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和5年11月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 提案競技に付する事項

(1) 名称

第3期庁内情報管理基盤運用管理業務

(2) 仕様

提案競技要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) 提案価格の上限額

465,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における上限額は以下のとおり。ただし、各年度上限は目安であり上限合計額の範囲内で自由に設定できるものとする。

令和6年度 93,060,000円

令和7年度 93,060,000円

令和8年度 93,060,000円

令和9年度 93,060,000円

令和10年度 93,060,000円

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加する者は、単独企業にあっては次の(1)に掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次の(2)に掲げる要件の全てを満たし、知事の参加資格の確認を受けたものであること。

(1) 単独企業の資格要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているものでないこと。

ウ 島根県税（個人の県民税及び地方消費税を除く。）について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

エ 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。

オ 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

カ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの法律に基づき更生手続又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

ク この提案競技に参加する共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の資格要件

ア 共同企業体を構成する企業間で、次の内容を規定した協定が結ばれていること。

(ア) 目的

(イ) 企業体の名称

(ロ) 構成員の住所及び名称

(ハ) 代表者の氏名

(ニ) 代表者の権限

(ホ) 構成員の出資の割合（受託者型（分担施工方式）の共同企業体にあっては「構成員の役割分担」と読み替えるものとする。）

(ヘ) 構成員の責任

(ト) 取引金融機関

(チ) 決算

- (マ) 利益金の配当の割合
- (メ) 欠損金の負担の割合
- (ミ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
- (ム) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (モ) 解散後の契約不適合責任
- (ム) その他必要な事項

イ 共同企業体の代表者は、出資比率が最大の構成員であること。（受託者型（分担施工方式）の共同企業体にあつては、「共同企業体の代表構成員は、役割分担の割合が最大になること。」と読み替えるものとする。）

ウ 構成員の全てが(1)のアからキまでに該当すること。

エ 構成員は、この提案競技に参加する他の共同企業体の構成員でないこと。

3 提案競技説明手続

(1) 提案競技説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和5年11月7日（火）から同月15日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

島根県松江市殿町1番地 島根県総務部情報システム推進課システム運用係

ウ 交付手続

交付場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に記載し、守秘義務の遵守に関する誓約書を提出した者に無償で1部を配布する。

(2) 提案競技説明会

開催しない。

4 提出書類の種類及び部数

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- (1) 提案競技参加資格確認申請書 1部
- (2) 会社概要書又は経歴書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部）
- (3) 法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者（以下「登録業者」という。）については、写しの提出で可とする。）
- (4) 島根県税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (5) 消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部（共同企業体の場合は、構成員全てについて各1部。登録業者は、提出を要しない。）
- (6) 協定書の写し 1部（共同企業体の場合のみ）
- (7) 担当者届 1部
- (8) 提案書提出書 1部
- (9) 提案書 7部
- (10) 見積書 1部

5 書類の提出方法、提出期限及び提出先

(1) 提出方法

郵送又は持参による。

(2) 提出期限

ア 4の(1)から(7)までの書類については、令和5年12月1日（金）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までには必着のこと。）

イ 4の(8)から(10)までの書類については、令和5年12月18日（月）午後3時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後3時までには必着のこと。）

(3) 提出先

郵便番号 690-8501

島根県松江市殿町1番地（県庁本庁舎4階） 島根県総務部情報システム推進課システム運用係

電話 0852-22-5571 F A X 0852-22-5969

電子メール infosys@pref.shimane.lg.jp

6 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに文書により提出すること（F A X又は電子メールによる質問書の送付も可とする。）。

(2) 質問提出期限は、令和5年11月15日（水）午後5時までとする。

(3) 提出先

5の(3)に同じ。

(4) 質問に対する回答は、令和5年11月24日（金）までに、提案競技説明書受領者全員に対しF A X又は電子メールにより通知する。

7 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

8 選定方法

(1) 第3期庁内情報管理基盤運用管理業務に係る提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、厳正な審査を行い事業予定者を選定する。

(2) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について必要に応じ提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を行う。

(3) 評価及び得点の付与方法は、あらかじめ設定した評価基準に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により合計得点を算出する。

(4) プレゼンテーション等の日程等については、提案競技の参加者に別途通知する。

(5) プレゼンテーション等においては、提案書から読み取ることができない内容の説明は、認めない。必ず提案書に基づき説明を行うこと。

(6) 審査は、次の方法で行う。

ア 仕様書に記載してある要求要件が満たされていることを確認する。

イ 提案書に記載された提案内容及び見積書に記載された見積額を別に定める評価基準に基づき評価する。

(7) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。

(8) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は、無効とする。

(1) 参加する資格のない者が提案したとき。

(2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。

(3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。

(4) 提案者が、当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。

(5) 提案者が、他人の提案の代理をしたとき。

(6) あらかじめ指示した事項に違反したとき、及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定により、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払は、行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約事項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

(1) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には、原則として応じない。

(2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。

(4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。

(5) 提出書類は、返却しない。

(6) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問合せ先

5の(3)に同じ。

13 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: A data management system for Shimane Prefectural Government 1 set

(2) Deadline for submission of proposal documents: 3:00 p.m. 18 December 2023

(3) For further details contact: Information System Promotion Division 1 Tono-machi, Matsue City, Shimane Prefecture, 690-8501, Japan

TEL: 0852-22-5571

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和5年11月7日

島根県知事 丸 山 達 也

1 役務の名称及び数量

島根県第5期共同利用型電子申請サービス提供業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部情報システム推進課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年10月10日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社グラファー 代表取締役 石井 大地
東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目5番8号

5 随意契約に係る契約金額

69,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。